

福岡県風俗案内業の規制に関する条例の概要

「福岡県風俗案内業の規制に関する条例」が改正され、令和2年4月1日から施行されます。条例12条に規定されている風俗案内業者の遵守事項に、新たな事項が追加されるなどの改正がなされています。

風俗案内業とは～第2条関係

風俗案内業とは、施設又は設備（以下「風俗案内所」といいます。）を設けて、接待風俗営業又は性風俗特殊営業の店舗の風俗案内を行う業をいいます。

接待風俗営業とは

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風俗営業法」といいます。）第2条第1項第1号の営業をいいます。

性風俗特殊営業とは

風俗営業法第2条第6項第1号若しくは第2号又は同条第7項第1号の営業をいいます。
例）ソープランド、店舗型ファッションヘルス、派遣型ファッションヘルスなど

風俗案内の「案内」とは

- 接待風俗営業及び性風俗特殊営業（以下「対象営業」といいます。）に関する情報を提供する行為
- 対象営業者等が指定する場所に客を送り届ける行為
- 対象営業者等が迎えに来るまで、待ち合わせのための場所を提供する行為
- 対象営業者に客を斡旋する行為又は契約を取り次ぐ行為

施設又は設備とは

風俗案内を行う目的で設置された施設又は設備であり、この目的以外で設置されたものは除かれます。また、ビルの外壁等に設けられた設備でも、風俗案内のために設けられたものであれば、風俗案内所となりますのでご注意ください。

風俗案内業の届出（開始・変更・廃止）～第3条関係

風俗案内業を行おうとする場合の届出

風俗案内業を行おうとする場合は、風俗案内所ごとに届出書に必要な事項を記載して、添付書類とともに風俗案内所の所在地を管轄する警察署を通じて公安委員会に提出しなければいけません。

届出事項に変更があった場合の届出

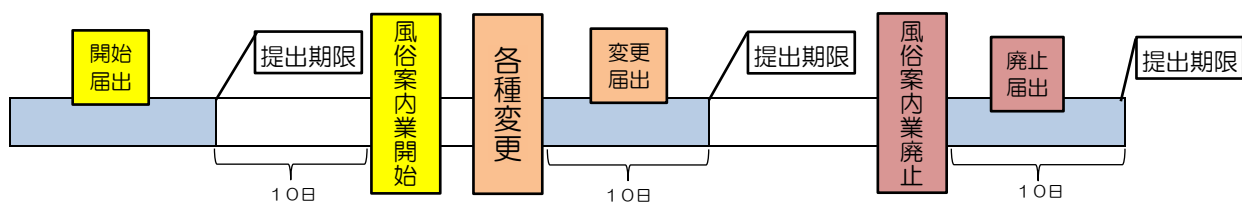
届出した事項に変更があった場合は、届出書に必要な事項を記載して、変更に係る添付書類とともに風俗案内所の所在地を管轄する警察署を通じて公安委員会に提出しなければいけません。

風俗案内業を廃止した場合の届出

風俗案内業を廃止した場合は、届出書に必要な事項を記載して、風俗案内所の所在地を管轄する警察署に提出しなければいけません。

※ 届出書の様式、届出に必要な添付書類及び届出書の提出の方法については、福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則第2条から第5条までに定められています。

【風俗案内業各種届出の流れ】



風俗案内業者の欠格事由～第4条関係

次のいずれかに該当する場合は、風俗案内業を行うことができません。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は本条例第4条第2号に規定する罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間に事業停止命令、事業廃止命令に違反した者
- 4 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 5 福岡県暴力団排除条例における勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 心身の故障により風俗案内業の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの
- 8 未成年者（18歳未満でない未成年者にあつては、風俗案内業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）
- 9 法人で、その役員等のうち上記1～7に該当する者があるもの

風俗案内業を行う上での禁止事項～第5、6、7、13条関係

本条例では、風俗案内業を行う上で行ってはならない禁止行為を定め、これに違反した者に対する罰則を規定しています。

名義貸しの禁止

自己の名義をもって、他人に風俗案内業を行わせてはいけません。

（罰則：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

特定の性風俗特殊営業の風俗案内の禁止

福岡県下全域で、特定の性風俗特殊営業（風俗営業法第2条第6項第2号又は同条第7項第1号の営業（例えば、店舗型ファッションヘルス、派遣型ファッションヘルス））の風俗案内を行ってはいけません。（罰則：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

特定の地域における風俗案内の禁止

- 1 接待風俗営業の風俗案内を行ってはいけない地域

(1) 都市計画法に定める住居地域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第

2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域

(2) 下記の保全対象施設から一定の距離を越えない区域内の地域

保全対象施設	商業地域	商業地域以外の地域
① 学校（大学を除く。）	70メートル	100メートル
② 幼保連携型認定こども園		
③ 児童福祉施設（②を除く。）	50メートル	70メートル
④ 病院		
⑤ 図書館		
⑥ 診療所（入院施設を有するもの）	30メートル	50メートル

2 性風俗特殊営業（風俗営業法第2条第6項第1号の営業）の風俗案内を行ってはいけない地域

(1) 福岡県の全地域（北九州市小倉北区船頭町三番並びに福岡市博多区中洲一丁目及び二丁目を除く。）

(2) 保全対象施設から定める距離を越えない区域内の地域

学校（大学を含む。）、図書館、家庭裁判所、児童福祉施設、児童相談所、少年院、少年鑑別所、病院、診療所（入院施設を有するもの）、保護観察所、青年の家その他社会教育に関する施設、博物館の周囲200メートルの区域内の地域

（罰則：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

18歳未満の青少年の雇用禁止

18歳未満の青少年を風俗案内業に係る業務に従事させてはいけません。

（罰則：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

18歳未満の青少年の立入禁止

18歳未満の青少年を風俗案内所に正当な理由なく立ち入らせてはいけません。

（罰則：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

18歳未満の青少年の利用禁止

18歳未満の青少年に風俗案内所を利用させてはいけません。

（罰則：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

従業者名簿の記載・備え付け義務～第8条関係

風俗案内業者は、風俗案内所ごとに従業者名簿を備え、必要な事項を記載しておかなければいけません。

（罰則：20万円以下の罰金）

従業者名簿の記載事項

- ・ 従業者の氏名、住所、性別、生年月日
- ・ 採用年月日、退職年月日
- ・ 従事する業務の内容

従業者名簿の備え付け等

従業者名簿に決められた様式はありません。風俗案内所ごとに必要事項を記載して備え付けてください。

従業者名簿は紙で管理するほか、パソコン等で管理することもできます。
従業者名簿の保存期間は、従業者が退職した日から3年間です。

従業者の生年月日の確認等～第9条関係

風俗案内業者は、風俗案内業に従事させようとする者の生年月日を確認し、確認に係る記録を保存しておかなければいけません。

生年月日の確認方法

官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもの(下記「確認する書類」を参照)で、従業者の生年月日の記載のあるもので確認してください。

【確認する書類】

- ・ 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書
- ・ 戸籍謄本(抄本)、全部事項証明書又は個人事項証明書
- ・ 一般旅券(パスポート)、運転免許証 など

生年月日の確認をした記録の作成、保存

従業者ごとに、従業者の生年月日を確認した年月日を従業者名簿に記載し、生年月日の確認に用いた書類の写しを従業者名簿に添付して保存してください。

生年月日の確認に用いた書類は、スキャナ等で読み取り、パソコン等で管理することもできます。

生年月日の確認に係る記録の保存期間は、従業者が退職した日から3年間です。

風俗営業等確認簿の記載・備付け義務～第10条関係

風俗案内業者は、対象営業の許可等の有無を確認するとともに、風俗案内所ごとに風俗営業等確認簿を備え、必要な事項を記載しておかなければいけません。

(罰則：20万円以下の罰金)

対象営業の許可等の確認

風俗案内業者は、風俗案内を行おうとするときは、対象営業が、風俗営業法に基づく許可を受けていること、又は届出を行っていることを確認しなければいけません。

この確認は、当該対象営業の風俗案内を始めて行うときまでに行っておかなければいけません。

風俗営業等確認簿の記載事項等

風俗案内業者は、対象営業の許可等を確認し、風俗営業等確認簿に

- ・ 対象営業の営業所の名称及び所在地
 - ・ 対象営業を営む者が個人の場合は、氏名及び住所
 - ・ 対象営業を営む者が法人の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名
 - ・ 対象営業の許可等を確認した年月日
 - ・ 対象営業の許可等の確認に係る業務を担当した者の氏名
 - ・ 対象営業における許可証の番号又は届出確認書等の番号
 - ・ 対象営業に係る風俗案内の開始年月日及び終了年月日
- を記載して、風俗案内所ごとに備えておかなければいけません。

風俗営業等確認簿の保存期間は、当該対象営業の風俗案内を行わなくなった日から3年間です。

風俗営業等確認簿は、紙で管理するほか、パソコン等で管理することもできます。

青少年の立入禁止等の表示～第11条関係

風俗案内業者は、青少年が風俗案内所に正当な理由なく立ち入り、又は風俗案内所を利用してはならない旨を当該風俗案内所の入口その他公衆の目につきやすい場所に表示しておかなければいけません。

【施設を設けて行う風俗案内所】

18歳未満の方の利用をお断りします。

【設備を設けて行う風俗案内所】

18歳未満の方の立ち入りをお断りします。

※ 「施設」は出入りができる構造のもの、「設備」は出入りができない構造のものを言います。

風俗案内業を行う上での遵守事項～第12条関係

本条例では、風俗案内業を行う上での遵守事項を定め、これに違反した者に対する行政処分を整備しています。

事業時間の制限

- 接待風俗営業の風俗案内 午前0時から午前6時までには行ってはいけません。
(一部地域や期間により、午前1時まで風俗案内を行うことができる特例が定められています。)
- 性風俗特殊営業の風俗案内 午前0時から午前6時までには行ってはいけません。

騒音の規制

風俗案内所周辺において、定められた数値以上の騒音を生じさせてはいけません。

接待風俗営業等の従事者の凶画等の表示等の禁止

- 1 風俗案内所の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、対象営業の営業所、提供される行為、従業員等の写真等の広告パネルを表示等してはいけません。
- 2 対象営業の従事者の凶画等の基準は、次のとおりとなります。
 - (1) 対象営業の営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先を表し、又は暗示するもの
 - (2) 対象営業の営業所の内部の状況を表し、又は暗示するもの
 - (3) 対象営業を表し、又は暗示するもの
 - (4) 対象営業においてされる接待又は性風俗特殊営業において提供される特殊役務(以下「接待等」という。)に係る行為を表し、又は暗示するもの
 - (5) 接待等に従事している者又は従事していた者を表し、又は暗示するもの

- (6) 風俗案内所の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、風俗案内が行われていることを表し、又は暗示するものを表示し、又は物品に表示して当該物品を掲出し、若しくは配置した風俗案内所にあつては、人（明らかに接待等に従事する者ではないものとして公衆に容易に理解されるものを除く。）を表示し、又は暗示するもの

性的感情を刺激する凶画等の表示等の禁止

- 1 風俗案内所の外周に、又は外部から見通すことができる状態若しくは風俗案内所に立ち入った者の目に触れる状態にしてその内部に性的感情を刺激する凶画、写真、文字等を表示等してはいけません。
- 2 性的感情を刺激する凶画、写真、文字等の基準は、次のとおりとなります。
 - (1) 性交、性交類似行為又は自慰行為を表すもの
 - (2) 性器、肛門又は乳首を表すもの
 - (3) 全裸若しくは半裸の人、下着が見える人又は衣服等が透けた人の姿態又は状態を表すもの
 - (4) 下着を着用していない人の状態を表すもの
 - (5) 人の陰部、胸部又は臀部を強調して表すもの
 - (6) 性具その他の性的な行為の用に供する物品を表すもの
 - (7) (1)から(6)に掲げるもののほか、卑わいな表現であるもの

卑わいな行為を行う接待風俗営業の風俗案内の禁止

卑わいな行為を行っている接待風俗営業の風俗案内をしてはいけません。

また、卑わいな行為が行われていると思わせるような風俗案内もしてはいけません。

風俗案内の契約締結、解除等に関し、人を威迫することなどの禁止

風俗案内の契約を締結させ、又は風俗案内の契約の解除を妨げるため、人を威圧したり、困惑させたりしてはいけません。

不特定の者への割引券等の配付等の禁止

風俗案内所の外周や店内で、対象営業の店で割引を受けることができる割引券を不特定の者に配付したり、風俗案内所に来た人が自由に持ち帰ることが出来る状態で配置してはいけません。（QRコードによるものも含みます。）

清浄な風俗環境を害する方法での風俗案内の禁止

プラカードを掲げてお客さんを営業所まで案内する方法、拡声器を使用して案内する方法など清浄な風俗環境を害する風俗案内を行ってはいけません。

管理者の選任～第14条関係

風俗案内所ごとに管理者を選任しなければいけません。

管理者の欠格事由等

- 1 次のいずれかに該当する方は、管理者となることができません。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は本条例第4条第2号に規定する罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

- (3) 最近5年間に事業停止命令、事業廃止命令に違反した者
- (4) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (5) 福岡県暴力団排除条例における勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して2年を経過しないもの
- (6) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (7) 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの
- (8) 未成年者

2 管理者が欠けた場合は、14日以内に新たな管理者を選任し、選任した日から10日以内に変更の届出をしなければいけません。

管理者の業務

- ・ 風俗案内業者等が条例の規定を遵守して業務を実施するため必要な助言又は指導を行うこと。
- ・ 従業者名簿及び風俗営業等確認簿の記載等について管理すること。
- ・ 風俗案内所に正当な理由なく立ち入り、又は風俗案内所を利用している青少年を発見した場合に、当該青少年に風俗案内所から立ち退くよう勧告するなど必要な措置を講ずること。

公安委員会による調査等～第15、16、18条関係

報告又は資料の提出

公安委員会は、風俗案内業者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができます。
(報告等しなかった場合の罰則：20万円以下の罰金)

立入調査

警察職員は、風俗案内所に立ち入り、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができます。

行政処分

公安委員会は、条例の規定に違反した場合などに、風俗案内業者に対し、指示、事業停止命令又は事業廃止命令を行うことができます。

(命令に違反した場合の罰則：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

届出書の添付書類

【共通】

- ・ 風俗案内所の使用について権限を有することを疎明する書類
- ・ 風俗案内所の平面図及び風俗案内所の周囲の略図
- ・ 風俗案内の方法等を記載した風俗案内方法等確認書（様式が定められています。）

【事業者が個人の場合の書類】

- ① 住民票の写し
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書
 - ・ 欠格事由に該当しないことを誓約する書面
 - ・ 18歳未満でない未成年者の場合は法定代理人の氏名及び住所を記載した書面並びに事

業の許可を受けていることを証する書面

【事業者が法人の場合の書類】

- 定款及び登記事項証明書
- 役員等に係る上記①、②の書類
- 役員に係る欠格事由に該当しないことを誓約する書面

【管理者に係る書類】

- 業務を誠実にを行うことを誓約する書面
- 管理者等に係る上記①、②の書類
- 管理者に係る欠格事由に該当しないことを誓約する書面